妙高市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　会議の名称

妙高市情報公開・個人情報保護審査会

２　開催日時

令和８年７月３０日（木）午前１０時００分から午後１１時２０分まで

３　開催場所

妙高市役所３階　３０３会議室

４　出席した者の氏名

（１）委　　員　　原野委員（会長）、吉田（昌）委員（副会長）、吉田（大）委員、砂山委員、小林委員

（２）執行機関　　総　務　課：大野課長、阿部課長補佐、鈴木係長、田中主査
企画政策課：柴田係長、黒澤主事（議題１のみ）

５　議題

（１）附属機関における発言者名の見直しについて（意見照会）
（２）情報公開及び個人情報開示請求件数について（報告）
（３）個人情報の漏えい事案について（報告）
（４）令和７年度における個人情報漏えい事案の公表について（報告）
（５）令和７年度における安全管理措置等の実施状況及び令和８年度計画について（報告）
（６）その他

６　発言の内容

議題　（１）附属機関における発言者名の見直しについて（市説明）

会長）ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員）大きな方向性については異議はありませんが、各個別機関で公表の可否を判断するということについて、どのようなメンバーで判断するのでしょうか。また、公表するしないというのは、個別の発言によるものか、会議全体のものか、どちらでしょうか。

市　）判断をするメンバーは、附属機関の委員で、会議体ごとの個別判断となります。公表しない範囲は、発言ごと。発言の内容によっては、その発言内容の氏名を公表しないという取扱いを想定しています。

会長）公開しないほうが良いと思います。なぜ公表ありきになっているのか疑問があります。質問ですが、当市を除く１９市中１市が原則発言者氏名を公表、８市が個別判断ということでありましたが、残りの１０市はどのようでしょうか。

市　）１０市については、発言者氏名を公表していません。

会長）個人的な考えでは、そのような状況であれば、積極的に公表に舵を切らなくて良いと思います。皆さんのご意見をお聞かせください。

委員）会議の雰囲気で強い言葉が出てしまったときに、氏名とともに全て出てしまうことが考え

られます。情報を公開することは大切ですが、それ自体が委員の発言を阻害する要因になり得るのではないかと思います。何回か試行してみて、経験値を得た上で実施したほうが良いのではないでしょうか。

委員）会議録の公表ではなく、会議体そのものが公開・非公開ということで取扱いが変わることがあると思いますが、その基準はどのようでしょうか。

市　）会議体自体の公開･非公開は、会議体で取り扱う内容次第で附属機関として決めています。例えば、特別職の報酬水準を決める会議や、保険税の基準を決める会議など、影響が大きいものは非公開として行っています。

委員）会議体そのものが公開・非公開ということは、内容によって、附属機関のリスクになることがあると思います。このため、折衷案的に、公開している会議体は個別判断により発言者氏名を公表、非公開としている会議体は会議録において委員氏名を非公表とする、という取扱いが会議体の会議の取扱いと整合するのではないでしょうか。

委員）会議が原則公開、氏名も公表ということになると、慎重な発言になってしまいますが、それで良いのかというように思います。

委員）氏名が公表されるということになると、委員の発言が抑制されるというのはそのとおりだと思いました。会議を公開する附属機関がそれぞれの判断で氏名を公表するというところがありうる形だと思いますが、例えば特定の市民を対象とした会議であるときに、どのような言い方をしたら良いかなどいろいろと考えてしまい、なかなか発言ができないということになると、附属機関としての機能が果たせないのではないかと思います。

市　）会議は原則公開としており、附属機関ごとに取り扱う内容が異なり附属機関によっては発言者氏名を公開すべきでないこともあろうかと思うので、発言者氏名の公表の最終的な判断を附属機関に委ねて、附属機関ごとの判断としたいものです。

会長）会議の透明性ということについては、発言者氏名を伏せていても十分できていると思います。言葉として発するので、後から議事録となったときに発言の意図と違う文章になることはよくあることで、それが独り歩きして後で言われることがあるとすると、非常に負担が重いことなので、私は現状どおりを求め、提案には反対です。

委員）公表しようとすると、議事録の確認作業を今までよりもっと丁寧に、慎重に行う必要があり、そもそも会議の最初に議論しなければならないことになります。名前が出ることにより、発言そのものが慎重になることがあり得るし、発言時の意図が議事録に十分に反映されないこともあり得る。そうしたときに、議事録の確認者が会長だけというのでは不十分ですが、数十人と委員がいるような会議体である場合に全員から点検してもらうとか、修正を重ねることで会議での発言と明らかに変わることがあるとか、運用する際の課題が想定されます。実際に運用している１市ではどのような運用方法としているのでしょうか。

市　）１市の具体的な運用・確認方法については、調査・把握できておりません。

委員）公表を行うとしても、全ての委員の発言内容について、会長だけの点検・署名というのであれば、責任が重すぎるのではないかと考えます。公表するというのであれば、各委員が発言内容を確認したうえで公表し、修正があれば確認の際に行うことが必要となります。ここまでの感想としては、事務局の考えと、委員の意見の間で温度差を感じています。

委員）前回の議事録は、当初１３枚のものが、公表されるものでは要約されて３枚となった。これから、ため息をついたものまで全て公表するということについて、疑問を感じている。

会長）公表するとした場合、どのような形で公表されますか。要約版か、今ほど委員がおっしゃった十数枚のものでしょうか。

市　）実際に公表する内容としては、箇条書きとして、どのようなやり取りをしているかという概要・要約版とすることを考えています。

会長）追加意見として、どのような運用とするかについて、調査が不十分の状態で、また実際の運用方法についてもこれから確認するという状態で、公表ありきのもので意見を求められるという状態では、準備が足りないと言わざるを得ません。これでは意見を言うことができないと思います。

会長）採決について、各委員の考えをお聞かせください。条件を付して承認なのか、承認しないかということになると思います。私は承認しないということになります。

委員）現状では承認できる状態ではないと思います。意見が違う状態であり、運用方法を含めて具体像が見えていません。

委員）条件付き承認ということになりますが、考えとしては先の委員意見と同趣旨です。

委員）情報公開の考え方から公表するというのは理解できますが、現段階では保留です。もう少し調査検討が必要だと思います。

委員）運用方法がはっきりして、これまでの懸念が払しょくできれば承認できると思いますが、現段階では判断が難しいと思います。

会長）ありがとうございます。具体的な運用方法がはっきりしてから、改めて審議することとします。

議題　（２）情報公開及び個人情報開示請求件数について（市説明）

会長）委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

会長）司法書士が開示請求したという趣旨の記録がありますが、司法書士なり弁護士なりが請求したという場合、名前を含めて公開されてしまうのでしょうか。

市　）開示文書に含まれる請求者本人以外の個人の氏名については非開示情報となるためマスキングして公開しますが、職名の部分については公開されることとなります。

議題　（３）個人情報の漏えい事案について（市説明）

会長）委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

会長）以前、メールを送るときに間違っていたら画面上で分かるように改修したという説明でしたが、今回そういったものが機能しなかったということでしょうか。

市　）今回の事案は、組織のチェックが働かず、担当者一人で送ったために発生したものとなります。メール送信時に必ず確認画面が表示されますが、チェックをすれば送ることができるため、漫然とチェックをして送ってしまったというものです。

委員）チェックが漫然となってしまうということは、防げないものだと思います。そのため、一斉送信を行う場合などについては、違うシステムを使った方が間違いないのではないかと思います。お金がかかって実現は難しいかと思いますが、そういった認識で考えておくことが重要だと思います。長い目で見たときに、検討されることが良いのではないでしょうか。

議題　（４）令和７年度における個人情報漏えい事案の公表について（市説明）

会長）委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

※質問なし

議題　（５）令和７年度における安全管理措置等の状況及び令和８年度計画について（市説明）

会長）委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

委員）昨年度のスケジュールが遅れた理由について教えてください。

市　）担当係が国勢調査を担当したことから、業務が押されて遅れてしまったものです。

議題　（６）その他（委員）

委員）市民代表として出席していますが、委員として、法制度とか、この分野での市の課題や、この審査会の役割などといったものについて、もう少し研修をしていただけると、議論がしやすいのではないでしょうか。

会長）ありがとうございます。委員から貴重な資料とご意見をいただきましたので、ぜひ、次年度の引継事項として残してください。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

では、以上で情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。